

令和 8 年度

契単第 6 号

物品賃貸借契約書（レンタル）

物品賃貸借契約書

1. 契 約 件 名 レンタカー提供業務（静岡県・単価契約）
ただし、別紙仕様書のとおり。
2. 賃 貸 借 料 金*****円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金*****円

内 訳						
品 名	単 位	数 量	単 価（円）	合 価（円）	摘 要	
別添のとおり						

3. 賃 貸 借 期 間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
4. 設 置 場 所 仕様書のとおり
5. 契 約 保 証 金 免除

上記賃貸借物品（以下「物品」という。）の賃貸借及び保守について賃借人 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹 と、賃
貸人 ***** は、次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第1条 賃貸人は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の物品を賃貸借期間中、設置（賃貸借）場所で賃貸使用させるものとし、賃借人は、これに対し賃貸借料金（以下「料金」という。）を賃貸人に支払うものとする。

（仕様書等の解釈等）

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項について賃借人賃貸人協議して定めるものとし、賃貸人は、その他軽微なものについては、賃借人の解釈若しくは指示に従うものとする。なお、本契約書と仕様書等の記載が競合する場合は仕様書等を優先する。

（権利義務の移転禁止）

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第4条 賃借人及び賃貸人は、業務上知り得た内容に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。

（物品の引渡）

第5条 賃貸人は、物品を設置賃貸借場所において、賃借人に引渡すものとする。

（物品の撤去等）

第6条 賃貸人は、この契約が終了したときは、すみやかに物品を撤去し、搬出するものとする。

2 賃貸人は、賃借人より物品の返還を受ける際、物品に滅失又はき損があったときは、ただちにその旨を書面をもって賃借人に申し出るものとする。
物品の滅失又はき損が、賃借人の故意又は過失による場合は、これらの修理、調整等に要する費用は、賃借人の負担とする。

（料金の減額）

第7条 賃貸借期間中、賃借人の責めに帰することのできない事由により物品が使用できなかったときは、当該月の暦日数を基準とした日割計算により使用できなかった日数に応じて算定される金額を当該月の料金から減額するものとする。ただし、賃借人が、やむを得ないと認めたときは、この

限りでない。

(料金の改定)

第8条 経済情勢の変動その他の事由により、料金の改定を要するときは、賃借人賃貸人協議のうえ改定するものとする。

(料金の支払)

第9条 賃借人は、賃貸人が提出する1ヶ月ごとの適法な支払請求書を受理してから30日以内(以下「約定期間」という。)に、第三管区海上保安本部において、その料金を支払うものとする。

2 賃借人は、賃貸人から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを賃貸人に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から賃借人が賃貸人の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が賃貸人の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、賃貸人の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(賃貸借期間の変更等)

第10条 賃借人は、自己の都合により賃貸借期間を変更し、若しくはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、この場合において、賃借人は、賃貸人に対し文書をもって通知するものとする。

2 賃貸人は、前項の通知を受けた場合において賃貸借期間の延長については、これに応じないことがあるものとする。

(契約の解除)

第11条 賃借人は、下記各号の一に該当するときは、頭書の賃貸借用期間中においても契約を解除することができるものとする。

- (1) 賃貸人から解約の申出があったとき。
- (2) 賃貸人が第3条の規定に違反したとき。
- (3) この契約の履行について、賃貸人に不正行為があったとき。
- (4) 前各号のほか賃貸人が契約に違反し、そのため賃借人が契約の目的を達することができないとき。
- (5) 賃貸人が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

- 2 賃貸人は、前項第1号から第4号までの場合には、違約金として賃貸借料に賃貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた10分の1に相当する金額を賃借人に支払わなければならない。ただし、前項第1号の場合であって、賃借人がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項各号及び第10条により、この契約が月の中途において解約された場合における当該月分の料金の減額については、第7条を準用する。
- 4 賃貸人（賃貸人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- （1） 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - （2） 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （3） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - （6） 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - （7） 賃貸人が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。
- 5 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（遅延利息）

第12条 賃借人は、約定期間内に、その料金の支払をしないときは賃貸人に対して遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払を終わる日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、賃貸人が料金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず又は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(相殺等)

- 第13条 この契約により賃借人が賃貸人から取得すべき違約金がある場合において、賃借人が当該金額と相殺することができる債務を賃貸人に対し有するときは、これを相殺するものとする。
- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお賃借人において取得金がある場合又は賃借人が違約金を徴収する場合において、賃貸人は、賃借人の指定する相当の期限までこれらの金額を支払わないときは、賃借人に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。
 - 3 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるは「年3パーセント」と、同項ただし書中「賃貸人」とあるのは、「賃借人」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第14条 賃貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、賃貸借料（この契約締結後、賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3

条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約の定めない事項又はこの契約の履行について、疑議又は紛議を生じたときは、賃借人賃貸人協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、賃借人賃貸人各1通を保有する。

令和8年4月1日

	住	所	神奈川県横浜市中区北仲通5－57
賃借人			支出負担行為担当官
	氏	名	第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹

	住	所	*****
賃貸人			*****
	氏	名	***** ****